

本件は 2026 年 7 月 8 日（水）公示 調達管理番号 26a00447 の再公示です。

公 示 日：2026 年 8 月 5 日（水）

調達管理番号：26a00447

国 名：スーダン

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名：スーダン国スーダン北部における市場志向型農業及び灌漑組織運営能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：評価分析
- （2）格 付：3号
- （3）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- （1）契約履行期間（予定）：2026年10月中旬から2027年2月中旬
- （2）業務人月：2.00人月（本業務は現地渡航を行わず、遠隔にて調査を実施する。）
- （3）業務日数：準備業務 遠隔調査業務 整理業務
3日 34日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1部
- （3）提 出 期 限：2026年8月26日（水）（12時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 9 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	スーダン及びアフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト（スーダン北部における市場志向型農業及び灌漑組織運営能力強化プロジェクト）等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スーダンにおいて農業セクターは就業人口の約 4 割を占める（2022 年、国際労働機関）ことに加え、2011 年の南スーダン独立に伴い石油産業を失って以降、GDP の約 3 割（2022 年、世界銀行）を占める基幹産業の一つであるため、成長が喫緊の課題となっている。しかしながら小麦、砂糖、油脂等の主要食料品は自給できておらず、その需要も人口増（年率 2.7%：2022 年、世界銀行）に伴い高まっており、恒常的な貿易赤字がマクロ経済上の課題となっている。これに対処するためスーダンは食料安全保障、雇用機会創出、産業多角化、農産物輸出振興の観点から「国家農業投資計画 2016-2020」「農業開発・戦略 4 か年計画 2017-2020」を策定している。

リバーナイル州は、全世帯数の約 8 割が農業に従事し、ナイル川の恵みを活かしたスーダンの食料供給基地となっている。同地域は年平均降水量が 50 mm 未満と極乾燥地帯に分類されることから天水農業は成り立たず、約 7 割は灌漑農業に従事するため（2012 年、JICA）、灌漑開発を通じた灌漑農業の推進が不可欠である。同州には 38 の州営灌漑スキームがあり、1990 年代の地方分権化により自立運営の責務を負った一方、灌漑スキームの運営管理について財政・能力両面の不足に基づく灌漑用水の供給能力低下や、限定的な農家の市場アクセスによる農業所得の低迷が依然課題となっていた。JICA は無償資金協力「食料生産基盤整備計画」（2013 年）で 2 灌漑スキームにおけるポンプ場等の整備を実施した。さらに、技術協力プロジェクト「リバーナイル州灌漑スキーム管理能力強化プロジェクト」（CADEPIS）（2015 年 11 月～2019 年 11 月）では、連邦農業森林省国際協力局及びリバーナイル州農業畜産灌漑省、2 州営灌漑スキーム管理委員会等を対象に、灌漑管理組織の組織運営や施設維持管理の能力向上を図るとともに、より効果的な水配分計画の開発を通じた営農改善を行うことで、適切な灌漑農業の実践に取り組んだ。一連のプロジェクトの効果が高く評価される一方で、残る 36 灌漑スキームの運営は依然として課題があった。

かかる状況を踏まえ、CADEPIS の協力成果を活用しつつ、灌漑スキームの能力向上

の普及展開と効率的な水利用による市場志向型農業を実現するために、「リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト」（以下、CADEPIS フェーズ 2）が我が国に要請され、2021 年 6 月より協力を行っている。同プロジェクトでは、同州の農家及び灌漑スキームの灌漑・営農技術向上並びにスーダン政府の技術普及環境の整備を行うことにより、市場志向型灌漑農業モデルの構築及び普及体制の確立を図り、対象灌漑スキームにおける農家の農業所得向上への貢献に取り組んでいる。2023 年にスーダンで政変が発生し、日本側関係者の渡航規制がある中でも、遠隔での指導により協力を継続しており、2026 年 12 月に終了予定である。

今般、同プロジェクトで構築した市場志向型灌漑農業モデルの隣接する北部州への展開及びリバーナイル州での更なる定着・拡大を企図し、「スーダン北部における市場志向型農業及び灌漑組織運営能力強化プロジェクト」（以下、CADEPIS フェーズ 3）が我が国に要請された。

本業務では CADEPIS フェーズ 3 の詳細計画策定調査を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価分析担当団員として

協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討を行う。加えて、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）の全体の取りまとめに協力する。

なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026 年 10 月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー平等に関する取り組み状況も確認する。

- ② 本案件に係るジェンダー、気候変動対策、生物多様性に関する情報について、それぞれの参考資料を参照しつつ確認し、質問表や現地調査を通じて調査・分析すべき事項を整理する。

➤ ジェンダー主流化：JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き（更新日：2023年1月） | 事業について - JICA

➤ 気候変動対策：気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation） | 事業について - JICA

特にJICA Climate-FIT（適応版）「■農業 1. 農業」技術協力用簡易版を参考に、現在及び将来の気候変動の影響の予測、本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定を実施し、本事業が気候変動対策に資するか検証できるよう準備を行う。

➤ 生物多様性：生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity-FIT） | JICAについて - JICA

PART-II Biodiversity-Fit nougyounousonkaihatu final2 1.pdf

生物多様性保全に資するかの検討を実施し、該当する場合、その評価としてJICA Biodiversity-FIT「農業農村開発」等を参考に、対象事業の生態系インパクトの特定を行った上での対応策の検討を実施し、本事業が生物多様性主流化に資するか検証できるよう準備を行う。

- ③ スーダン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する（社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む）。作成した質問票（案）は、遠隔調査実施前にJICAに提出する。

- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。

- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）遠隔調査業務（2026年11月上旬～2027年1月下旬）

- ① JICAスーダン事務所等との打合せに参加する。

- ② スーダン側関係機関との協議に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

- ③ JICAが備上するローカルスタッフと協働し、関係者への質問票の回付やヒアリングを行い、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。

具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

オ) 上記ア)～エ) 全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析。

加えて、支援対象国・地域（パイロット事業実施候補地等）の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【農業・農村開発】」

(https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_08_agricul.pdf) を参照すること。

カ) オ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案。

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。また、関係者とともに③にて提案した活動、インプット、指標のPDM（案）への組み込みを検討する。

⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

内容の説明、補足を行う。

⑦担当分野に係る調査結果をJICAスーダン事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2027 年 2 月上旬)

① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

4) 調査に係る留意事項

① 他ドナー等へのヒアリング

本調査は完全遠隔で実施する想定であり、政府関係者への聞き取りの他、現在も現地で活動する国際機関や NGO 等からも情報を補足し、政変後の対象地域の課題や関係諸機関の能力、役割分担、活動可能な範囲等を分析・整理することとする。

② ジェンダー視点に立った調査分析・検討時の留意事項

準備業務と現地業務を通じて、対象国の農業・農村開発分野とジェンダーに関する指針や取り組み、課題状況、本案件の実施機関、受益者を含む関係者のジェンダーによって異なる課題・ニーズ、他ドナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握する。

把握した課題・ニーズに対し、案件の PDM における取組内容、及びその進捗や結果を測定するための指標を検討・提案する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

提出期限：2027 年 2 月 19 日（金）までに提出。

提出する報告書等：次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１）報酬について

スーダンは紛争影響国・地域に該当しますが、本業務は現地渡航を伴わず、全て遠隔により実施することから、紛争影響国・地域における報酬単価の加算対象とはなりません。見積書の作成にあたっては、通常の業務実施契約（単独型）の報酬単価を適用してください。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 遠隔調査の実施方法について

本業務では現地渡航は行わず、遠隔での業務実施を予定しています。（詳細は7. 業務の内容を参照）遠隔での業務実施にかかり、JICA スーダン事務所経由でローカルコンサルタントと通訳を備上予定です。現地傭人と協力し、共に遠隔での情報収集を進めるようお願いします。

② 調査業務体制

現地傭人と協働しながら進めて頂く予定です。また、詳細計画策定調査に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括／灌漑施設維持管理（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA スーダン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) ローカルコンサルタント僱上：現地での調査補助（情報収集、質問票回収、調査に関する関係機関との調整等の支援を想定）を行う要員を配置予定
- イ) 通訳僱上：英語⇄アラビア語の通訳を配置予定
- ウ) 現地関係機関や関係者へのアポイント：必要に応じ JICA もしくはプロジェクトチームがアレンジを支援

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・「リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト」案件概要表
 - ・「リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
 - ・「リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト」事業進捗報告書（第１期）・（第２期）
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・事業事前評価表「リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1900347_1_s.pdf

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ③ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ④ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑤ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上